

北九州市地域中核企業新規事業等創出伴走支援業務委託に係るプロポーザル審査要領

北九州市が実施する標記の委託業務について、この審査要領に基づき、審査委員会を開催し、採否等について審査する。

(審査基準)

第1条 審査は、表1及び2に掲げる評価項目について行うものとする。

2 各評価項目は表1のと通りの配点(合計100点)とする。

表1 北九州市地域中核企業新規事業等創出伴走支援業務委託に係る評価項目

番号	評価項目	評価のポイント	配点	評価点
1	趣旨の理解度	・業務の目的、市内の地域中核企業の現状などを的確に理解し、説得力のある提案がなされているか。	10	大変優れている 10点 優れている 8点 普通である 6点 やや劣っている 4点 劣っている 2点
2	業務内容の妥当性	・経営者、新規事業担当者等が成長計画を策定できる具体的かつ効果的な手法が提案されているか。	10	大変優れている 10点 優れている 8点 普通である 6点 やや劣っている 4点 劣っている 2点
		・成長計画の具体化に向けたサポートについて、具体性があり、実行力を伴う提案となっているか。 ・提案者の有する知見のみに限定されず、各支援機関等との連携がなされる仕組みとなっているか。 ・補助金の情報等支援メニューが選定企業へタイムリーに情報提供される仕組みとなっているか。 ・個々の選定企業のニーズや課題に応じた柔軟な対応や良好な関係構築など、寄り添った支援ができる内容となっているか。	10	大変優れている 10点 優れている 8点 普通である 6点 やや劣っている 4点 劣っている 2点
		・成長計画の具体化を通し、選定企業の成長を実現するための効果的なサポートプランが策定できると見込まれるか。 ・支援を行う企業を選定するプロセスにおいて、適切な助言、協力ができると見込まれるか。	10	大変優れている 10点 優れている 8点 普通である 6点 やや劣っている 4点 劣っている 2点

3	スケジュール	・業務の進め方や手法、スケジュールが適切に設定されているか。 ・効率的に業務を進めることができる現実的な計画となっているか。	10	大変優れている 10 点 優れている 8 点 普通である 6 点 やや劣っている 4 点 劣っている 2 点
4	執行体制	・業務の効果的な遂行に当たり必要となる、専門性を有した人材と十分な人員配置が予定されているか。 ・特に、実際に入る支援担当者とその実績については、詳細かつ具体的に記載されており、効果的な支援がなされるか。	30	大変優れている 30 点 優れている 24 点 普通である 18 点 やや劣っている 12 点 劣っている 6 点
5	業務実績	・国や地方自治体の同様の業務を実施した実績があるか。（地域中核企業や中堅企業の伴走支援等） ・本業務を遂行するノウハウ、専門知識、技術力を有しているか。	10	大変優れている 10 点 優れている 8 点 普通である 6 点 やや劣っている 4 点 劣っている 2 点
6	価格	・提案額が限度額（11,000 千円）以内であり、見積内容が妥当であるか。	10	大変優れている 10 点 優れている 8 点 普通である 6 点 やや劣っている 4 点 劣っている 2 点

（審査評価・特定）

第2条 審査は第1条に定める評価項目に対して付与した各配点について5段階による評価を行う。

2 審査評価は、表2に掲げる審査委員が行う。

3 各審査委員は、申請案件を個別に審査評価し、各委員の採点した合計点の最も高い事業者を履行に最も適した提案者として受託候補者に特定する。

最高得点者が複数いる場合は、全委員で協議のうえ、最適な事業者を特定する。

4 事業者の合計評点が6割以上を特定の基準とする。

表2 審査委員

区分	所属団体・役員名
内部（市）	産業経済局 地域経済振興部 中小企業振興課長
内部（市）	産業経済局 地域経済振興部 サービス産業政策課長
内部（市）	産業経済局 未来産業推進部 スタートアップ推進課課長
内部（市）	産業経済局 総務政策部 産業政策課長

（審査表様式）

第3条 審査票の様式は、様式1のとおりとする。

(その他)

第4条 この要領に定めるほか、必要な事項は別途北九州市が定める。

付 則

この要領は令和7年4月7日より施行する。